

保険料の「前納納付」に関するお知らせです。

「前納納付」とは、平成28年分(1月分から12月分)保険料を一括して納付する制度です。
対象となるのは、次の方です。

- ① 農業者年金へ加入する際、保険料の「前納納付」を申し出た方
- ② 平成27年11月15日までに「毎月納付」から「前納納付」への変更を申し出た方

◎ 平成28年分「前納納付」の保険料の振替日は、12月24日(木)です。

※ 振替日の前日までに振替口座の残高確認をお願いします。
保険料額は次頁「前納納付保険料納付額一覧」を参照願います。

ただし、次の方は、自動的に「毎月納付」へ変更になりますので、ご注意ください。

- ① 平成28年2月2日から平成29年1月1日の間に60歳の誕生日を迎える方
(保険料の納付は、60歳で終了です。)
- ② 平成28年中に保険料の国庫補助(政策支援加入)の期間が満了すると見込まれる方
(平成27年11月15日までに通常加入への申出をし、継続して前納納付を申し出た方は除きます。詳細は、JA若しくは農業委員会窓口にお問合せください。)

◎ 「前納納付」の保険料が振替できなかった場合は、「毎月納付」となります。

※ 振替口座の残高不足などにより、振替できなかった場合は、自動的に「毎月納付」となります。

「毎月納付」の保険料の振替日は、毎月23日(金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日)になりますので、ご注意ください。

なお、平成28年分以降の保険料は、「毎月納付」への変更の申出をしない限り、引き続き「前納納付」の対象です。

◎ 「前納納付」から「毎月納付」への変更を希望する方へ

※ 平成28年1月分の保険料から変更が可能です。

変更手続は、平成28年1月から11月15日までJA窓口で受付しています。

◎ 平成28年分保険料を「毎月納付」から「前納納付」へ希望する方へ

変更手続は、11月15日までJA窓口で受付しています。

※ 日曜日になりますので注意してください。

問合せ先

独立行政法人農業者年金基金
業務部適用・収納課(TEL:03-3502-3946)
専門相談員(TEL:03-3502-3199)

「前納納付保険料納付額一覧」

◎ 平成28年1月～12月まで同じ月額を納付する場合の額

(単位:円)

保険料月額	毎月納付の場合	前納納付の場合	保険料月額	毎月納付の場合	前納納付の場合
10,000	120,000	119,940	43,000	516,000	515,720
14,000	168,000	167,910	44,000	528,000	527,710
16,000	192,000	191,900	45,000	540,000	539,710
20,000	240,000	239,870	46,000	552,000	551,700
21,000	252,000	251,860	47,000	564,000	563,690
22,000	264,000	263,860	48,000	576,000	575,690
23,000	276,000	275,850	49,000	588,000	587,680
24,000	288,000	287,840	50,000	600,000	599,680
25,000	300,000	299,840	51,000	612,000	611,670
26,000	312,000	311,830	52,000	624,000	623,660
27,000	324,000	323,820	53,000	636,000	635,660
28,000	336,000	335,820	54,000	648,000	647,650
29,000	348,000	347,810	55,000	660,000	659,640
30,000	360,000	359,810	56,000	672,000	671,640
31,000	372,000	371,800	57,000	684,000	683,630
32,000	384,000	383,790	58,000	696,000	695,620
33,000	396,000	395,790	59,000	708,000	707,620
34,000	408,000	407,780	60,000	720,000	719,610
35,000	420,000	419,770	61,000	732,000	731,600
36,000	432,000	431,770	62,000	744,000	743,600
37,000	444,000	443,760	63,000	756,000	755,590
38,000	456,000	455,750	64,000	768,000	767,580
39,000	468,000	467,750	65,000	780,000	779,580
40,000	480,000	479,740	66,000	792,000	791,570
41,000	492,000	491,730	67,000	804,000	803,560
42,000	504,000	503,730			

◎ 保険料の国庫補助(政策支援加入)を受けている方で、平成28年中に35歳になり、年の途中で保険料月額が変更する場合の額 (単位:円)

・10,000円から14,000円に変更

被保険者の誕生日	毎月納付の場合	前納納付の場合
S56.1.2～2.1	168,000	167,910
2.2～3.1	164,000	163,910
3.2～4.1	160,000	159,910
4.2～5.1	156,000	155,910
5.2～6.1	152,000	151,910
6.2～7.1	148,000	147,910
7.2～8.1	144,000	143,920
8.2～9.1	140,000	139,920
9.2～10.1	136,000	135,920
10.2～11.1	132,000	131,920
11.2～12.1	128,000	127,930
S56.12.2～S57.1.1	124,000	123,930

・14,000円から16,000円に変更

毎月納付の場合	前納納付の場合
192,000	191,900
190,000	189,900
188,000	187,900
186,000	185,900
184,000	183,900
182,000	181,900
180,000	179,900
178,000	177,900
176,000	175,900
174,000	173,900
172,000	171,910
170,000	169,910

※昭和56年1月2日～昭和57年1月1日生まれの方が該当します。保険料月額の変更届出は不要です。